

諮問番号：令和4年度諮問第 9号
答申番号：令和4年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年3月30日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁の生活保護担当者は、大阪府知事が令和元年7月22日付けで行った、審査請求人が平成29年5月22日に行った審査請求を認容する裁決（以下「前回裁決」という。）の後、特に審査請求人を訪問・面接して、その生活の実情を調査することもなく、審査請求人の成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、自立更生計画書の提出を促しただけで、その提出がなされないからとして、3年以上も前に提出した自立更生計画書を形式的に審査して、その必要なしと決め本件処分をしたものであり、明らかに前回裁決の趣旨を蔑ろにしている。
- (2) 令和4年7月7日付けで審査会から送付された本件審査請求に係る裁決書（案）の理由には、自立更生控除の必要がなかった理由の一つとして、「グループホーム入所後、2年間に渡り安定した生活を送っていた」と認定しようとしているが、明らかに事実を誤認している。

審査請求人は、グループホームでの人間関係に嫌気がさし、自宅に戻って就労支援事業所に通うような状態であり、警察沙汰を起こしたこともあり、平成29年2月24日付けで処分庁が行った保護変更決定処分（以下「前回変更処分」という。）の以前から、関係者間においては、触法行為を犯した障害者を生活訓練する施設への入所が検討されていた。また、前回変更処分の直後には、大阪府や処分庁も出席した支援機関の主催の会議では、審査請求人の当該施設への入所が検討されており、審査請求人の不穏な状態は、処分庁において顕著な事実であった。

よって、処分庁が、本件処分の前に行われた処分庁のケース診断会議において、審査請求人が「グループホーム入所後、2年間に渡り安定した生活を

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人が平成28年9月分から同年11月分の障害基礎年金(195,000円)を遡及して受給したことから、平成28年11月から平成29年2月に支給した保護費のうち195,000円については法第63条の規定により費用返還の対象とし、届出のあった自立更生費について検討を行ったが、同じように障害年金を受給しながら全額収入認定をしている世帯との公平性を考慮すると、これまでの生活状況から記載されていた生活用品等は、必要性の高い生活用品とまではいえ、控除するに真にやむを得ない理由があるとまでは言えないとして、全額を返還対象とする本件処分を行ったことが認められる。

(2) 本件処分に至る経緯についてみると、①審査請求人は、平成28年7月分から同年11月分の障害基礎年金を遡及受給したこと、②処分庁は、平成29年2月24日付けで平成28年11月分、同年12月分、平成29年1月分及び同年2月分の保護費について、審査請求人が受給した障害基礎年金を収入充当する前回変更処分を行ったこと、③大阪府知事は、令和元年7月22日付けで、前回変更処分を取り消す旨の前回裁決を行ったこと、④処分庁は、前回裁決により取り消された前回変更処分のうち、平成28年11月分、同年12月分及び平成29年1月分の保護費において、収入充当していた遡及受給分の障害基礎年金の額(195,000円)を審査請求人に支給する決定を行ったこと、⑤処分庁は、令和2年3月30日付けで、審査請求人が遡及受給した障害基礎年金のうち、平成28年9月分、同年10月分及び同年11月分について、法第63条に基づく費用返還決定処分である本件処分を行ったことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、審査請求人が遡及受給した平成28年7月分から同年11月分の障害基礎年金のうち、同年9月分から11月分に該当する3か月分(195,000円)について、法第63条に基づく費用返還決定を行ったものであり、その判断に誤りは認められない。

(3) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。)1(1)のとおり、遡及して受給した年金については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められることから、原

則として全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

本件においては、①審査請求人は、平成29年1月26日付けで、審査請求人がグループホームに入居するにあたり必要な物品について自立更生計画届出書（以下「29年届出書」という。）を提出したこと、②令和2年2月5日、処分庁は、後見人に対し、法第63条に基づく費用返還に伴う自立更生費の提出について説明したこと、③同日、自立更生費については既に29年届出書を提出していると主張する後見人に対し、処分庁は、現時点での自立更生費の提出を依頼したこと、④これに対し、後見人は、自立更生費を提出する件は2、3週間待つて欲しいと申告したことが認められる。

また、①処分庁から後見人に対する自立更生費に関する説明から1か月経過後も、審査請求人から自立更生費の申し出がなかったこと、②処分庁は、29年届出書に記載のある事項について、自立更生費として控除が可能か否かについて検討を行ったこと、③処分庁は、審査請求人がグループホーム入所時に布団、ベッド及びタンスを所持しており、処分庁の定期訪問時等において審査請求人からもグループホーム側からも生活用品に困っているとの申し出はなく、グループホーム入所後、2年間に渡り安定した生活を送っていたことから、29年届出書に記載のある事項について利用の必要性が高いものであるとまでは言えないと判断したことが認められる。

以上のことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生費に関する説明を行ったところ、審査請求人から本件処分時点における自立更生費の申し出がなかったことから、29年届出書に記載されている内容を対象に自立更生費の検討を行ったことは、致し方なかったと言わざるを得ない。

また、29年届出書の内容について、処分庁は、審査請求人がグループホームに入所していた際の実際の生活状況を踏まえた上で、組織的に控除の範囲について検討を行い、本件処分を行っていることからすると、その判断の過程に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年	7月	6日	諮問書の受領
令和4年	7月	7日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月21日 口頭意見陳述申立期限：7月21日
令和4年	7月	21日	第1回審議

令和4年 7月22日	審査請求人から主張書面及び資料の受領(令和4年7月19日付け)
令和4年 7月26日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書:令和4年8月30日付け〇〇〇第313号。以下「処分庁回答書」という。)
令和4年 8月25日	第2回審議
令和4年 9月28日	第3回審議
令和4年 9月29日	審査請求人から主張書面及び資料の受領(令和4年9月25日付け)
令和4年10月26日	第4回審議
令和4年11月21日	第5回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。
 なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。
- (4) 平成24年課長通知の1は、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、(1)で、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念

上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」が示されており、そのただし書において、

「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（後略）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」

と記している。

また、(2) で、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」とし、

「(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること

②当該費用返還額は原則として全額となること

③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」

と記している。

(5) 生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の答(1)は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成23年11月24日付けで、処分庁は、審査請求人に対して保護を開始した。
- (2) 平成27年2月9日付けで、処分庁は、審査請求人がグループホームへ入居したことから、審査請求人を単身世帯として保護を開始した。
- (3) 平成29年1月13日、審査請求人は、障害年金の受給資格を得たため、平成28年7月分から同年11月分の年金を一括受給し、平成29年2月15日、定例支給分として平成28年12月分及び平成29年1月分を受給した。
- (4) 平成29年1月26日付けで、審査請求人は、29年届出書を処分庁に提出した。

29年届出書には、平成27年2月にグループホームに入所して、親元から離れたところ、その際、自立に必要な家具・家電等を購入することができなかったが、325,000円の障害年金の遡及支給を受けたことから、今般、自立更生に必要な物品を購入したいとして、①テレビ 50,000円 ②テレビ台 10,000円 ③収納タンス 30,000円 ④布団・毛布 20,000円 ⑤衣類 20,000円 ⑥カーテン 10,000円 ⑦絨毯 10,000円 ⑧成人記念写真費用 50,000円を届ける旨が記載されている。

- (5) 平成29年2月24日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成28年9月分から同年12月分の年金収入を同年11月分から平成29年2月分の保護費にそれぞれ収入充当する前回変更処分を行い、残余の遡及年金（平成28年7月分から同年8月分）について、法第63条による費用返還決定処分を行った。
- (6) 平成29年5月22日、審査請求人は、大阪府知事に対して、前回変更処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (7) 令和元年7月22日付で、大阪府知事は、前回変更処分を取り消す旨の前回裁決を行った。

前回裁決には、前回変更処分を取り消す理由として、問答集問13の6を示した上で、遡及して支給されることとなった年金については、法第63条の適用が優先されるべきである旨が記載されるとともに、前回変更処分と同時になされた法第63条による返還処分を決定する過程において、29年届出書が審査請求人世帯にとって真にやむを得ない理由により控除すべき費用であるかどうかについて、具体的な検討をした形跡が見当たらない旨の指摘が記載されている。

- (8) 令和元年10月18日のケース記録には、処分庁は、①後見人から、前回変更処分のうち平成28年11月分、同年12月分及び平成29年1月分の障害年金の収入認定額の合計195,000円の振込を依頼する旨の文書を

受けた旨、②審査請求人の口座に同額を支給する決定を行う旨、③後見人には、上記②の支給額の振込後に、前回裁決に基づいて法第63条による費用返還処分を行うことを伝えている旨、が記載されている。

(9) 決裁日が令和元年10月23日の保護決定調書には、世帯主名の欄に審査請求人の氏名が記載され、最低生活費認定欄には、審査請求人と同居している被保護者（以下「同居人」という。）と審査請求人の氏名が記載されるとともに、同居人と審査請求人に係るそれぞれの加算額を合算して生活費が計上されている（ただし、令和2年3月10日のケース診断会議記録票の世帯主名の欄には、同居人の氏名が記載されている）。

(10) 令和元年11月8日付けのケース記録によれば、処分庁の担当者は、審査請求人と同居人が居住する自宅を定期訪問し、同居人に対して、法第63条の費用返還処分について今後も分割納付を続けるように指導するとともに、同居人及び審査請求人に対して、年金生活者支援給付金の手続の状況等を確認した。

(11) 令和元年12月10日付けのケース記録によれば、処分庁の担当者が、後見人に架電し、今後の法第63条に基づく返還金の手続について説明しようとしたところ、後見人は、こちらで判断するとして説明を受けなかった。

(12) 令和2年2月5日付けのケース記録によれば、処分庁の担当者が、後見人に架電し、法第63条による費用返還について、自立更生費にかかる計画書の提出を求めたところ、後見人は、29年届出書を既に提出済みである旨発言した。

これに対して、処分庁の担当者が、過去のものではなく、現時点での自立更生費の提出を求めるとともに、年金を遡及して受給した場合の自立更生費の控除については厳格な対応が求められている旨を伝えたところ、後見人は、2、3週間提出を待ってほしい旨述べた。

(13) 令和2年2月27日、処分庁の担当者は、審査請求人と同居人の自宅を訪問したが、不在であったため、連絡を求める旨のメモを投函した。

(14) 令和2年3月10日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日のケース診断会議の記録票の要旨の欄には、「(中略)〔前回裁決〕に基づき(中略)〔前回変更処分〕の収入認定の決定については収入認定を削除して、再決定し、指定のあった(中略)〔審査請求人〕の口座に195,000円支給している。その、195,000円について法63条の適用が必要となることから、令和2年2月5日に(中略)〔後見人〕に自立更生費の提出があるかどうか確認の電話をしたところ、(中略)〔後見人〕は「自立更生費を提出する件については2、3週間待ってほしい」とのことであった。しかし、(中略)〔後見人〕に電話して1ヶ月以上経過したが、自立更生費の提出はない状況である。法63条の適用の事務を進めるにあたり、自立更生

費について保護の実施機関として慎重に検討する必要性から、現時点での自立更生費の提出はないものの(中略)〔29年届出書〕について、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等として控除するか改めて検討するものです。(中略)【検討経過・結果】別紙のとおり」と記載されている。

また、「別紙」には、平成24年課長通知を踏まえて検討を行ったとして、「必要性が高い生活用品であるか」及び「控除すべき真にやむを得ない理由があったか」の2点についての検討内容が記載され、結論として「同じように障害年金を受給しながら全額収入認定している世帯との公平性を考慮すると、控除することに真にやむを得ない理由があるとまでは言えず、遡及年金からの控除には厳格な対応が求められている実施機関としては、本世帯のみ控除を認めることは困難であると考え。よって、(中略)〔29年届出書〕に記載された物品については、自立更生経費として認めることはできない。」と記載されている。

(15) 令和2年3月30日付けで、処分庁は、前回変更処分によって収入充当していた額(195,000円)について、前回裁決を受けて支給していたところ、その全額の返還を求める本件処分を行った。

本件処分の通知書には返還の理由欄に「(前略)届出のあった自立更生経費〔29年届出書〕について検討を行いました。同じように障害年金を受給しながら全額収入認定をしている世帯との公平性を考慮すると、これまでの生活状況から記載されていた生活用品等は、必要性の高い生活用品とまでは言えず、控除するに真にやむを得ない理由があるとまでは言えません。そのため、遡及年金からの控除に厳格な対応が求められている実施機関としては控除は認められず、全額返還対象となります。」と記載されている。

(16) 令和2年6月24日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 法第63条により、保護の実施機関は、被保護者に返還を命じる額の決定につき裁量権を有するが、法がこのような裁量権を認めた趣旨は、法が最低限度の生活を保障すると同時に、被保護者の自立を助長することも目的としている(法第1条)からであると解される。

また、前記1(4)の平成24年課長通知は、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に限り返還額から控除して差し支えないこととし、控除できる範囲を具体的に示している(以下「自立更生免除」という。)。そして、遡及して受給した年金収入についての自立更生免除の取扱いについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応すること

が求められるとした上で、保護の実施機関は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと、を被保護者に説明することとされている。さらに、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

- (2) 本件処分に至る経緯についてみると、①審査請求人は、前回変更処分の前に29年届出書を提出したこと、②前回裁決で前回変更処分が取り消されたことにより、処分庁は、前回変更処分において収入認定していた年金195,000円を審査請求人に支給した後、令和2年2月5日、後見人に対し、法第63条に基づく費用返還に伴う自立更生費の提出について説明したこと、③同日、自立更生費については既に29年届出書を提出していると主張する後見人に対し、処分庁は、現時点での自立更生費の提出を依頼し、後見人は、2、3週間待って欲しいと述べたこと、④令和2年2月27日、処分庁の担当者は、審査請求人と同居人の自宅を訪問したが不在であったため、連絡を求める旨のメモを投函したこと、⑤令和2年3月10日のケース診断会議の記録には、後見人からの自立更生費の提出がない状況であるが、法第63条にかかる返還決定手続を進めるにあたり、自立更生費について慎重に検討する必要があるとして、29年届出書を基に自立更生費について検討する旨が記載されているものの、審査請求人及び同居人に対する説明又は調査に係る記載はないこと、が認められる。

しかし、これらの経緯からだけでは、処分庁が本件処分を行うにあたり、自立更生免除の必要性について、審査請求人と同居人の世帯として検討を行ったのか否かが判然としないため、当審査会から処分庁に対して、世帯を単位とした検討、判断を行ったのかについて質問したところ、処分庁回答書により、以下の回答があった。すなわち、世帯を単位とした検討、判断を行うため令和2年2月5日に現時点での自立更生計画届出書の提出を求めたところ、後見人から「2、3週間待ってほしい」との申し出があり、提出を待つも連絡もなく、同月27日に現在の生活の状況を確認するため、審査請求人と同居人の自宅を訪問したが、不在にしており調査することができず、不在連絡票を投函したが、審査請求人世帯からの連絡がないことから、本件処分の時点における世帯を単位とした生活の状況に基づく検討、判断を行うことができなかつたとのことであった。

- (3) 確かに、処分庁が後見人に対して自立更生計画届出書を求めた際に、後見

人は、2、3週間提出を待ってほしいと申し出たにもかかわらず、その期間を過ぎた後も、処分庁への提出も連絡も行っておらず、審査請求人の成年後見人の対応として問題がなかったとは言えない。

しかしながら、処分庁は、前回変更処分が前回裁決によって取り消された後、前記2（8）のとおり、後見人に対して今後、前回裁決に基づいて法第63条による費用返還処分を行うことを伝えていることが認められるものの、前記2（10）のとおり、後見人への当該説明の直後である令和元年11月8日に、審査請求人と同居人の自宅を訪問したにもかかわらず、自立更生免除についての説明を行っていない。また、前記2（14）のとおり、本件処分を検討したケース診断会議の記録には、審査請求人と同居人に対する自立更生免除の説明又は調査についての記載もない。

そうすると、令和2年2月27日に審査請求人と同居人の自宅を訪問したが、不在であり、その後連絡もなかったことから、本件処分の時点における世帯を単位とした生活の状況に基づく検討、判断を行えなかったという処分庁の主張、そして、そのために、やむなく29年届出書をもとに自立更生免除について検討、判断を行ったという処分庁の主張は、いずれもにわかに首肯できない。

むしろ、法第63条により被保護者に返還を命じる額の決定につき保護の実施機関に裁量権を認める前記（1）の法の趣旨によれば、処分庁は、被保護者世帯の自立助長の観点から、本件処分の時点における世帯を単位として自立更生免除の必要性を慎重に考慮し、検討するべきである。したがって、後見人にのみ自立更生計画届出書の提出を求めるのではなく、同居人を含む審査請求人の世帯にも自立更生免除に該当する費用に関する説明を行うべきであったと言える。

以上によれば、後見人から自立更生計画届出書の提出がなかったことを理由に、審査請求人と同居人の自宅を1回訪問したが不在であり、その後連絡がなかったことをもって、直ちに29年届出書に基づいて自立更生免除の必要性を判断した処分庁の手續は、拙速にすぎると言わざるを得ず、考慮すべき事項が考慮されていないという点において、本件処分の判断の過程は、社会通念上著しく妥当性を欠くものであったと言わざるを得ない。

（4）よって、本件処分については違法又は不当であり、取り消されるべきであるため、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子